

国水総第484号

平成24年3月15日

(最終改正：令和6年3月28日 国水総第1452号)

各地方整備局長等  
各都道府県知事  
各政令指定都市の長  
日本下水道事業団理事長  
独立行政法人水資源機構理事長

あて

国土交通省水管理・国土保全局長

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について

水管理・国土保全局所管補助事業等における財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）のほか、下記により取り扱うこととしたので通知します。

（ ）なお、貴管内市町村等（政令指定都市を除く。）に対しては、貴職より周知方  
お願いします。

（ 都道府県あて通知のみに記載）

記

#### 1 申請手続の原則（個別承認）

- (1) 補助事業者等が補助金等適正化法第22条の規定に基づき財産処分を行う場合には、別紙様式第1により地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）あて財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けるものとする。

- (2) 地方整備局長等は、記1(1)の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じて、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すか若しくは条件を付さないことができる。
- (3) 補助事業者等は、記1(1)の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

## 2 申請手続の特例（包括承認）

- (1) 補助事業者等のうち地方公共団体が、河川等の管理に支障がなく、かつ、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。次号において同じ。）には、記1(1)にかかわらず、別紙様式第2により地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。

補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した補助対象財産

補助事業等の完了後10年を経過していない補助対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの

災害又は火災により損壊した場合など、補助事業者等の責に帰することのできない事由により使用できなくなった補助対象財産

補助事業の完了後10年を経過していない水道施設の補助施設等の無償譲渡又は無償貸付であって、水道事業の広域化（事業統合又は経営の一体化）のために、当該水道事業を継承し、又は継承しようとする水道事業者が当該水道事業の用に供する場合

- (2) 補助事業者等のうち地方公共団体以外の者が、前号の財産処分を行う場合であって、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において他の目的に使用する場合、又は前号の財産処分を行う場合には、記1(1)にかかわらず、別紙様式第2により地方整備局長等あて財産処分報告書を提出するものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この

限りでない。

- (3) 補助事業者等が記2(1)( を除く )又は(2)により地方整備局長等に報告した財産処分であって、次の 又は に掲げるものについては、それぞれ当該 又は に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。

交換 交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること

無償貸付け 使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること

- (4) 補助事業者等は、記2(1)又は(2)による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

### 3 国庫納付に関する承認の基準の特例

次の場合については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う、水道施設を整備するために水道施設整備費補助金等により取得した経過年数が10年以上である土地の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）。
- (2) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定に基づき、同法施行令（昭和32年政令第188号）第1条の2第2項に基づき算出した不要支出額を、地方公共団体が水道施設整備費補助金等を受けて負担した場合において、事業の縮小に伴い国土交通省から譲渡された土地の財産処分であって、国土交通大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）。

### 4 間接補助事業者の財産処分の取扱い

- (1) 補助事業者が、間接補助事業者の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者は、別紙様式3により国土交通大臣あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。
- (2) 補助事業者が間接補助事業者から記3(1)の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

### 5 市町村等事業の取扱い

記1及び記2における申請及び報告について、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業、水道施設整備事業、下水道事業で市町村等事業に係るものにあつては、都道府県知事にそれぞれ提出するものとし、都道府県知事は、その内容

を審査し、適正と認めるときは、記1は別紙様式第4により、記2は別紙様式第5により、それぞれ地方整備局長等に提出するものとする。

## 6 その他

- (1) 地方整備局長等は、記1から4により補助事業者等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- (2) 補助事業者等が、記1(1)若しくは記2(1)又は(2)により財産処分の承認を受けた補助対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において水管理・国土保全局所管補助事業等により計画した場合には、地方整備局長等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択について慎重に検討しなければならない。
- (3) 地方整備局長等は、必要に応じ、記1(1)若しくは記2(1)又は(2)により財産処分を承認した補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。
- (4) 補助金等適正化法第26条第1項の規定により地方整備局長等に委任した事務以外については、本通知中「地方整備局長等」とあるのは「国土交通大臣」と、記1(1)中「財産処分承認申請書を提出」とあるのは「財産処分承認申請書を国土交通大臣に提出」と、記2(1)及び(2)中「財産処分報告書を提出」とあるのは「財産処分報告書を国土交通大臣に提出」と読み替える。
- (5) 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。

地域再生法（平成17年法律第24号）第18条

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第29条及び第57条

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第45条

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第27条の6

- (6) 記2により財産処分報告書の提出をもって地方整備局長等の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じて別途個別に定めることができる。

## 附 則

- 1 この通知は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 「河川局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成21年4月1日国河総第1620-2号）は、廃止する。

附 則 （令和5年8月28日付け国水総第534号）  
この改正は、令和5年9月1日から適用する。

附 則 （令和6年3月28日付け国水総第1452号）  
この改正は、令和6年4月1日から適用する。

別表

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付</li> <li>・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）</li> <li>・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	目的外使用により生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	-
譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
	無償	国庫納付（ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額</li> <li>・用地にあつては、財産処分時における時価評価額（下水道事業については、当該用地の取得額）のうち国庫補助金等相当額</li> </ul>
交換（補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。）</li> <li>・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること</li> </ul>	交換差益額のうち国庫補助金等相当額

貸付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付</li> <li>・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）</li> <li>・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	貸付けにより生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	-
担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額</li> <li>・用地にあつては、当該用地の評価（下水道事業については、取得）に係る国庫補助金等交付額</li> </ul>
取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

地方整備局長等 殿

申 請 者 氏 名

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認申請書

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成24年3月15日付国水総第484号水管理・国土保全局長通知）記1（又は記3）の規定により、関係書類を添え下記のとおり、申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
  - （1）財産処分区分
  - （2）財産処分の相手方
  - （3）財産処分の目的
  - （4）財産処分する理由
  - （5）財産処分後の管理
  - （6）財産処分の工程
  - （7）財産処分の対価
- 9 補助金返還額
- 10 補助金返還額の算出根拠
- 11 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

地方整備局長等 殿

報 告 者 氏 名

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分報告書

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成24年3月15日付国水総第484号水管理・国土保全局長通知）記2の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
  - （1）財産処分区分
  - （2）財産処分の相手方
  - （3）財産処分の目的
  - （4）財産処分する理由（包括承認となる根拠を明示すること）
  - （5）財産処分後の管理
  - （6）財産処分の工程
- 9 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

報 告 者 氏 名

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分報告書（間接補助）

水管理・国土保全局所管補助事業等により取得（又は効用の増加）した財産の処分について、間接補助事業者等から承認申請があり、返納金の納付を条件に承認したので、「水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成24年3月15日付国水総第484号水管理・国土保全局長通知）記4の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る返納金額（国庫補助金等相当額）
- 8 財産処分の内容
- 9 添付書類（間接補助事業者等から補助事業者等への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）

別紙様式第4

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 殿

報 告 者 氏 名

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認申請（市町村等）報告書

水管理・国土保全局所管市町村等施行補助事業等について、別紙のとおり財産処分の承認申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、承認されたく報告します。

（市町村等名） （件数）

（注）市町村等から提出された財産処分承認申請書を添付すること

別紙様式第5

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 殿

報 告 者 氏 名

水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分報告（市町村等）報告書

水管理・国土保全局所管市町村等施行補助事業等について、別紙のとおり財産処分の報告があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、報告します。

（市町村等名） （件数）

（注）市町村等から提出された財産処分報告書を添付すること